

平成21年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成21年8月31日(月曜日)

議事日程第1号

平成21年8月31日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第79号
- 日程第5 議案第85号、議案第86号及び同第90号
- 日程第6 議案第87号から同第89号まで、議案第91号及び同第92号
- 日程第7 議案第80号から同第84号まで
- 日程第8 議案第94号、議案第95号及び同第97号
- 日程第9 議案第101号及び同第106号
- 日程第10 議案第93号、議案第96号及び同第103号から同第105号まで
- 日程第11 議案第102号
- 日程第12 陳情第3号
- 日程第13 発議第10号及び同第11号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 所管事項調査について
- 日程第4 議案第79号
- 日程第5 議案第85号、議案第86号及び同第90号
- 日程第6 議案第87号から同第89号まで、議案第91号及び同第92号
- 日程第7 議案第80号から同第84号まで
- 日程第8 議案第94号、議案第95号及び同第97号
- 日程第9 議案第101号及び同第106号
- 日程第10 議案第93号、議案第96号及び同第103号から同第105号まで
- 日程第11 議案第102号
- 日程第12 陳情第3号
- 日程第13 発議第10号及び同第11号

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重雄	君
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和君
7番	田	中	立一	君	8番	古	川	昇	君
9番	久保	田	長	門君	10番	保	坂	良一	君
11番	中	村	実	君	12番	大	滝	豊	君
13番	伊	藤	文博	君	14番	田	原	実	君
15番	吉	岡	静夫	君	16番	池	田	達夫	君
17番	古	畑	浩一	君	18番	五十嵐	健一郎	君	
19番	高	澤	公	君	20番	樋	口	英一	君
21番	松	尾	徹郎	君	22番	野	本	信行	君
23番	齊	藤	伸一	君	24番	伊井	澤	一郎	君
25番	鈴	木	勢子	君	26番	新	保	峰孝	君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副	市	長	本間	政一	君
総務企画部長		織田	義夫	君	市民生活部長		小掠	裕樹	君	
建設産業部長		深見	和之	君	会計管理者		山崎	利行	君	
総務企画部次長		田鹿	茂樹	君	会計課長		吉岡	正史	君	
総務課長		池亀	郁雄	君	企画財政課長		七沢	正明	君	
能生事務所長		金平	美鈴	君	青海事務所長		結城	一也	君	
市民課長		小林	忠	君	福祉事務所長		金子	裕彦	君	
市民生活部次長		早水	隆	君	商工観光課長		金子	晴彦	君	
健康増進課長		小林	強	君	建設課長		山崎	弘易	君	
建設産業部次長		山口	明	君	ガス水道局長		竹田	正光	君	
農林水産課長		渡辺	辰夫	君	教育長		渡辺	千一	君	
新幹線推進課長					教育委員会学校教育課長					
消防長										
教育委員会教育次長										
教育総務課長										

教育委員会生涯学習課長
中央公民館長兼務
市民図書館長兼務
勤労青少年ホーム館長兼務

扇山 和博 君

教育委員会文化振興課長
歴史民俗資料館長兼務
長者ヶ原考古館長兼務

村井 康 君

監査委員事務局長 久保田 幸利 君

事務局出席職員

局長 神 喰 重 信 君 次 長 猪 又 功 君
主任 主 査 松 木 靖 君

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成21年第7回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、11番、中村 実議員、22番、野本信行議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月24日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る8月24日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告をいたします。

本日招集されました平成21年第7回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、平成20年度決算の認定が14件、条例の一部改正が4件、財産の取得が4件、市道の認定が1件、平成21年度補正予算が5件、ほかに諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問3件の計31件であります。

このうち議案第98号から同第100号までの財産の取得についての3件、及び諮問3件については最終日に、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審議をいただくことで委員会の意見の一致をみております。

なお、決算審査の進め方につきましては、昨年同様の方法によりまして、お手元に配付した決算審査の日程と方法について、及び各常任委員会付託案件審査日程により進めることで、委員会の意見の一致をみております。

また、本定例会の会期についてであります。本日8月31日から9月25日までの26日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、請願、陳情の取り扱いについてであります。本日までに陳情1件が受理されており、陳情第3号、私学助成の大幅増額を求める意見書に関する陳情につきましては、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてでございます。総務文教、建設産業、市民厚生3常任委員長より、閉会中の所管事項調査について委員長報告を行いたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議についてであります。

発議第10号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発議第11号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件が、所定の手続を経て提出されました。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、各常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の8月6日に、

1．教育委員会関係施設整備について

(1) 能生生涯学習センターについて

(2) 能生学校給食センターについて

2．教育環境と教育改革について

(1) 磯部中学校の統合について

3．財政運営の基礎的調査について

(1) 普通交付税算定結果について

(2) 財政健全化判断比率について

4．ジオパークについて

(1) 糸魚川ジオパークの取り組みについて

5．総合計画中期プランの策定について

(1) 総合計画中期プランについて

6．柵口温泉施設権現荘について

(1) 温泉センターでのレジオネラ菌検出について

以上、6項目につきまして、所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

午前中、現在の能生事務所を能生生涯学習センターに改修し、併設されています1階の能生地区公民館を能生事務所に改修する予定の能生事務所、能生地区公民館を調査いたしました。引き続き、

9月から業務開始予定の能生学校給食センター、最後に、統合が予定されている磯部中学校の現状調査を行いました。

午後からは机上調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

能生生涯学習センターについては、学習棟の各階層別整備方針案が説明され、直ちに質疑に入りました。

1階部分の利用について、能生地域審議会からの要望をどのように考えているのかの質問に、能生地区公民館の機能を1階のエントランスホールスペースに設置してほしいという強い要望をもらっている。公民館事務所機能を1階にもってこれないかという部分を探りながら、実施計画に入っていきたいというふうを考えているとの答弁であった。

能生学校給食センターについては、事業概要が説明され、委員から、停電時の場合の対応策についての質問に、御飯は直接センターで炊くので、御飯は炊くことができない。停電時はパン、めん等で対応できるよう、委託の業者と相談して対応したいと考えている。

今までの建物や跡地は、今後どのような利用をしていくのかの質問に、今後、建物は解体し、駐車場として舗装を行い、利用していく考えであるとの答弁であった。

磯部中学校の統合については、磯部中学校統合検討協議会と市で確認した事項が提示された。

主な項目は、磯部中学校は平成22年4月1日、能生中学校に統合するものとする。

中学校跡地については、隣接する磯部小学校の敷地が手狭であることから、小学校用地として使用するなどの説明がなされた。

委員からの通学方法についての質問に、能生仙納線の路線バスが、日曜日、祝日はバス全便が運休になる。そのために全校行事の場合には、スクールバスを出すということである。特定の部活動であるとか、特定の学級が招集するものについて、バスを出すという考えはない。現在、他の中学校区のス쿨バス等も、そういう場合には出していないので、保護者の負担、あるいは自転車等での通学をお願いするものである。各地区及び保護者の説明会で、了解をいただけたものと思っているとの答弁であった。

財政運営の基礎的調査について、平成21年度普通交付税の算定結果についての説明では、本年度見込み交付決定額はおよそ76億600万円で、昨年度交付決定額がおよそ72億2,300万円と比較し5.3%、およそ3億8,300万円の増額となる見込みである。これは基準財政収入額が落ち込んだ分の増額である。

平成21年度普通交付税県内市町村別速報数値一覧表によると、聖籠町、湯沢町、刈羽村の不交付団体を除く20市5町3村のうち、14番目の伸び率であるとの説明を受けた。

また、財政健全化判断比率については、平成21年度財政健全化判断比率の状況(暫定)等について説明が行われ、質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

糸魚川市ジオパークの取り組みについては、ガイド養成は2回しか行っていないが、今までにどれぐらいの人が講座を講習しているのかの質問に、ことしは年間6回計画する中で2回実施している。1回に大体20人から30人の参加になっている。去年も6回実施しており、基本的には同じような方が参加している。今後、ガイド養成講座の回数をふやしていきたいと考えている。

ジオパークのガイド認定については、制度をこれから立ち上げたいということで、現在は観光協会の中にガイドボランティアがいて、登録が30人ぐらい。実質活動している方が15人前後であ

る。今まではガイドの認定制度がなかったので、ジオパークを契機に、そういう認定制度を確立していきたい。

世界ジオパークのブランドを活用した交流人口拡大プランの関係で基本構想を見せてもらったが、現実に即応したようなものが見えてこないとの質問に、実施計画はまだ一覧でしか出ていないが、5カ年の実施年度、事業内容等について、今、各課から出してもらっているものを精査して、詰めていきたいと思っている。そこで具体的なものを出していきたいとの答弁であった。

委員からは、あまりにも対応の遅いことが懸念されるとの発言が出ております。

総合計画中期プランの作成について。

委員から、前期基本計画を基本ベースに中期プランを作成し、後期基本計画へつなげていくわけで、27年度、28年度は中期プランに基づいて後期基本計画としてつなげていくのだと思うが、整合性についてどうなるのかの質問に、前期基本計画であるが、23年度まであと2年半である。したがって、前期基本計画がちょうど真ん中辺に達するという状況である。

ただ、前期基本計画を作成したときと、社会経済情勢及び地方財政も含めて大幅に変わっている。また、今現在の状況では、後期基本計画をつくれるような社会経済情勢でもない。今回、中期プランで年次計画を作成するが、26年度までの分は後期基本計画の中へきちんと入れさせてもらいたい。合併特例債が26年までであるので、合併特例債が使える事業を総合的に決めていきたいとの答弁であった。

策定委員会では、市長への原案提出はいつごろをめどにしているのか。市議会に定例会後というのはいつごろなのか。また、地域別振興計画を取り組んでいく予定はあるのかの質問に、9月議会後に、所管事項調査の中で意見を伺いたい。

また、地域審議会でも意見をいただく場を設けたいと思っている。皆さんから広く意見をいただき、市長への報告とともに、その後、11月ぐらいをめどに最終的にまとめていきたい。来年度の実施計画を、毎年12月の議会最終日に提出しているが、それと同時期に中期プランの最終的なまとめを提出したい。

また、地域別計画については、今回の中期プランの中では盛り込めないと考えているとの答弁であった。

温泉センターでのレジオネラ菌検出については、説明後、委員から、菌が検出されてからの対応はよかったが、菌が検出されたことの原因を把握しているかの質問に、レジオネラ菌を消滅させるための塩素系の滅菌というものが不可欠ということで、毎日のようにやっているが、若干弱い面があったと反省している。直接の原因は、まだ詳しいことはわからない。

浴水槽の水質検査については、規定に従って年1回行っている。この年1回という条件は、毎日お湯を入れかえている場合に限るということであって、温泉センターは毎日入れかえているので、年1回の検査でよいということで、今までそのようにしてきたとの答弁であった。

市が運営している温泉センターからレジオネラ菌が出たということが、市民、また県外の観光客に知れ渡ることによって、風評被害を心配している。利用客が減ってくるのではないか。これについての対応、対策はどうするのかの質問に、菌の検出については重大に受けとめ、十分反省し、大変申しわけなく思っている。二度と検出されないように殺菌作業の回数をふやし、清掃等についても留意していかなければならないし、日ごろの対策が一番大切だと考えている。そういう作業を積

み重ねることによって、検出検査も十分回数をふやすことによって、皆さんにアピールしていきたいとの答弁であった。

温泉センターは地域の集いの場、憩いの場になっている施設であり、早急に環境改善に努め、かつ信頼回復に努めていただきたいとの意見がありました。

そのほかにも多くの質疑、答弁が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の6項目の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

おはようございます。

これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

建設産業常任委員会では、去る平成21年7月9日午前9時より、及び7月30日午前11時より委員会を開催し、閉会中の所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

7月9日の委員会におきましては、

神道山公園の整備状況と運営状況について

原山化成工業株式会社、火災後の運営状況について

市道島道大沢線道路改良について

高倉地区、県営農地環境整備事業について

マリンドリーム能生の運営状況について

能生漁港海岸保全施設整備事業について

シャルマン火打スキー場索道事故賠償の経過について

浦本地区下水道、ガス水道工事施工状況について

糸魚川浄化センターについて

いずれも現地調査を行っております。

7月30日の委員会におきましては、

親不知漁港・漁港整備事業

親不知海水浴場の現状

親不知ピアパーク

林道橋立上路線災害復旧

糸魚川海水浴場（ヒスイ海岸）水難事故について

大和川漁港・漁港海岸保全施設整備事業について

前川河川改修事業について

火葬場への取りつけ道路となる市道東大林線道路の改良について

いずれも現地調査を行っております。

これらの所管事項調査は、新たな委員による委員会の発足による基本的調査であり、特段集約する事項はございませんが、今後、必要に応じて継続的に調査をすることとしております。

また、現地調査終了後、第1委員会室において、15時より机上における所管事項調査を行っております。

建設課関連では、市道中央大通り線（第3期）整備関連事業、また、商工観光課関連では、糸魚川海水浴場（ヒスイ海岸）における水難事故について、それぞれ説明がなされております。

審査における主な意見をご報告申し上げます。

市道中央大通り線（第3期）工事整備関連事業においては、中央大通り線と国道148号線を結ぶことにより、新たに2つの土地区画整理事業に着手することとなるが、減歩率は50%と高く、地元の理解は得られているのかの質問に、なぜ高率になるのか。この用地には公共用地、赤線・青線が非常に少ない場所で、その分、公共減歩となる。行政としても道路網をいろいろ考えて、道路密度が減れば公共減歩が減るが、土地の利用上は道路があった方が利便性は向上する。その辺の隘路はありますけれど、もう少し工夫した中で少しでも減歩を下げたい。

最終的な減歩率はまだ出ていないが、土地区画整理事業準備委員会では、相当減歩が厳しいという説明はしている。45とか、場合によっては50%を超える地区も出てくるという話はしている。そういう中で、組合設立準備に向けて取り組んでいるのが現状である。との答弁がなされ、順調に推移しているということで理解してよろしいか。最終的には、この中央大通り線の開通はいつなのかとの質問には、中央大通り線の第3期、あわせて国道も改良する。その完了予定が、今のところ平成26年を目標にしている。区画整理事業の方は、このぐらいの面積であれば通常1年半から2年の工事期間であると考え、道路の進捗状況との絡みがあるが、区画整理の方は23年ごろを目途としたいとの答弁がなされております。

このほか事業認可について、事業費について、予算の獲得について、また、新幹線開通に間に合うよう早期完成を求める意見や、本整理事業の完成によって利便性が低下する地域の対応についてなど活発な質疑応答がなされ、本案につきましては、今後、継続調査とすることに決しております。

次に、7月20日に発生いたしました糸魚川海水浴場水難事故については、追加議題として調査を行ったものでありますが、その経過と結果、主な意見についてご報告申し上げます。

委員からの、現地の視察においても問題点を指摘しておりますが、再発防止、糸魚川市の海水浴

場としての安全確保について、その後どのようにご検討されたかお聞きいたしますとの質問には、事故の後、観光協会と話をし、監視員にもより注意をしていただく形で対応し、テトラポットの方に近づかないよう注意喚起をさせていただいている。

さらに、現地で委員からの指摘によりロープを張るなど、注意喚起をさらに促していきたいと思っているとの答弁がありました。これに対して委員から、海水浴場の管理運営について、先ほど観光協会に任せっきりという考え方がありますが、これは市の責任において海水浴場を設置し、その管理委託を観光協会に委託してあるわけなので、市の責任でしっかり指導すべきとの意見があり、これを受けて委託元といたしましては、責任の度合というものがあありますが、委託先の観光協会の皆さんと話をし、安全管理について十分注意を払っていくように今後とも対応していきたいとの答弁がなされました。

このほかにも管理責任に対する認識が甘いと思われる。観光協会というが、消波ブロックをそこに設置したのは観光協会ではなく、昨年と現状が違っている部分については注意喚起は事前に行うべきであろうし、救命道具についても設置し指導して管理委託を行わないと、海水浴場の安全管理は難しいなどの複数意見が出され、委員会としては海水浴場の安全管理、事故の再発防止、緊急時の対応強化などを強く求める集約を行っております。

このほか若干の質疑がございましたが、特段ご報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

おはようございます。

去る8月4日と26日に市民厚生常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

8月4日の委員会では、健康づくりセンターについて、次世代育成支援行動計画の策定状況につ

いて、法人市民税の税率についての3点を協議題としており、午前中にスポーツクラブ・アクトス上越店を視察し、その後、机上調査を行っております。

まず、次世代支援行動計画の策定状況については、担当課より、策定の経過、次世代育成支援行動計画の骨子、糸魚川市子育て支援に関するアンケートの概要の説明があり、その後、質疑を行っております。

委員からは、子育て支援のアンケートの結果を見て、何をやらなければならないと感じたのかとの質問に対し、医療問題に対する各助成を含む経済的な支援が望まれていると思われているとの答弁がありました。

担当課が多岐にわたっているが、課題と解決策の中で庁内連携はどうかとの質問に対し、従来は福祉事務所、健康増進課、教育委員会、建設課等ばらばらであったが、子育て支援室を中心として庁内連携をとりながら進め、これらを充実させるために「子ども課」の設置も検討してきた。糸魚川市に愛着を持つ子供に育つよう、環境整備もあわせて進めていきたいとの答弁がなされました。

続きまして、法人市民税の税率については、担当課より、法人市民税の法人割の現行税率は、旧能生町は14.5%、旧糸魚川市は14.7%、旧青海町は12.3%の不均一課税となっているが、合併協議会の調整方針により、法人市民税の税率は糸魚川市の例による。ただし、法律の定めるところにより、5年間は現状のまま不均一課税とし、その後の税率については、その時点で慎重に検討するとされており、法律の特例により課税してきた。

新潟県内の当市を除く19市の状況は、14.7%を採用している市が16市であり、そのほか
+
が3市である。来年度から法人市民税の法人税割は、県内の状況及び市の財政事情から判断し、平成22年4月1日以降に決算を迎える法人から、糸魚川市市税条例の本則14.7%でお願いしたいと考えている。このことについては3地域審議会に諮り、ご了承をいただいたとの説明がなされました。

そのほか委員会より若干の質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

続きまして、健康づくりセンターについては、午前中に視察したスポーツクラブ・アクトス上越店のインシャルコスト及びランニングコスト、施設設計時に配慮した点、メニューの組み立て等をお聞きいたしました。

その後机上では、最初に担当課より、健康づくりセンターについて、現在のテニスコート付近に設計したいことや、今後のスケジュールなどについて説明がなされました。

委員からは、利用者の導線に配慮し、受付・和室・お風呂・トイレなどの位置について、視察したアクトス上越の導線を考え、再度見直す必要があるのではないかととの質問に対し、設計者ともう少し検討させてもらいたいとの答弁がありました。

施設のマシンについて、どのような種類を考えているのかとの質問に対し、ランニングマシンなどの有酸素系機械が16台、筋トレシステムが12台などを考えているとの答弁がなされました。

視察したアクトス上越には、25メートルプールが設置されているにもかかわらず事業費が約6億円、健康づくりセンターはプールなしで6億円、どうして事業費が違うのかとの質問に、公共施設は建設等の管理面で細かい要求や材質もいろいろあり単価が上がるが、実施設計の中で、材質や造作等も含め節約に努めたいと思うとの答弁がなされました。

また、塩害の強い地域ではあるが、鉄骨は塩害に弱く、鉄筋コンクリートは塩害に強いということはない。鉄筋と鉄筋コンクリートでのライフサイクルコストを考えた検討をしてもらいたいとの質問に対し、実施設計に入っていく段階で、ライフサイクルコストを十分意識していきたいとの答弁がなされました。

新エネルギーについて、どの程度検討しているのかとの質問に対し、太陽光パネルの設置、建物の中の蛍光灯をLEDにする。駐車場にハイブリッド型の街路灯を設置することを考えているとの答弁がありました。

また、8月26日の委員会では、8月4日に調査した健康づくりセンターについて再度調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。

担当課より、8月4日の委員会から大きく変わった点として、利便性や導線に配慮し、脱衣所及びロッカー室と風呂の位置を入れかえたことや、和室と受付の位置を変えたことなどの説明がありました。

また、鉄骨造りと鉄筋コンクリート造りの安全性、経済性等の評価表や、ライフサイクルコストの比較表が示され、構造特性、建設費、修繕費、解体費、立地条件等を総合的に判断した結果、ライフサイクルコストを抑え、長期にわたり良好な性能を保つことのできる鉄筋コンクリート造りを採用したい。ただ、今後のことを考え、中の間取りはある程度変更ができるように軽量鉄骨を使い、経費の削減に努めたいとの説明がなされました。

新エネルギー関連では、グリーン・ニューディール基金事業で10キロワットの太陽光発電と、LED照明の設置について採択の内示があり、事業費は2,000万円、補助率は100%であるとの説明もされております。

委員からは、前回よりも施設内の導線がすっきりし、よくなったという意見もありました。また、建物の鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りとの構造種別選定についての全体評価としては、鉄筋コンクリート造りがよいということであるが、経済的には平屋建ての柱が飛ぶような構造においては、鉄骨造りが鉄筋コンクリート造りよりも優位であるというのが常識的だと思うとの意見もあり、委員会として、できるだけ費用をかけずによいものをつくるということを前提に、鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りの違いについて、再度検討してもらいたいとの集約がなされております。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．議案第７９号

議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第７９号、平成２０年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する問題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

９月市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成２０年度の決算認定、条例の改正、補正予算の議案など、２８件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に当面いたしております主要事項１０点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、世界ジオパークの認定について、ご報告申し上げます。

系魚川ジオパークをはじめ洞爺湖有珠山ジオパーク、島原半島ジオパークが、日本初の世界ジオパークに決定をいたしました。

平成１９年の秋、新市一体化の醸成と諸問題の解決には、すぐれた自然、地質資源、また、これに関連する歴史、文化、そして動植物の多様性など、日本列島の成り立ちをすべて語ることできる本市においては、このジオパークの取り組みしかないと思ひ立ち、国、県及び市内の関係機関に積極的に周知活動を行うとともに、世界認定に向けた申請、全国組織の立ち上げ、さらには受け入れ体制も含めた環境整備を同時並行で進めてまいりました。

機運の高まりとともに、日本ジオパークネットワークへの加盟団体もふえ、また、推進市民の会も早々に設立をされるとともに、ジオサイトを有する地域や商工団体、事業所、商店街といった民間団体の積極的なジオパークの活用など、このたびの決定は、まさに全市一丸となった市民の皆様方の思いが通じたものであります。

行政課題が山積する中、この上ない明るい話題でもありますが、住民福祉の向上、及び地域振興や交流人口の拡大に向け、本市といたしましても、系魚川の魅力を市内外に積極的に発信してまいり所存でありますので、これからもご高配を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、世界ジオパーク記念式典につきましては、１１月２９日（日曜日）午後から、市民会館を会場に開催する予定であります。議員の皆様方には別途またご案内をいたしますので、よろしくお

願い申し上げます。

2点目に、平成21年度普通交付税の算定結果について、ご報告を申し上げます。

交付基準額は76億1,800万円で、対前年比5.4%の増となっており、実際の交付決定額は76億600万円で、当初予算に対し3億1,600万円の増という結果となっております。

本年度は、地域雇用創出推進費の新設などで地方に配慮されており、基準財政需要額は増額となっている一方、法人市民税の大幅な減額により基準財政収入額が減少し、普通交付税は増額となっております。

なお、予算より増額となった3億円については、今回の補正予算で基金に積み立てることを提案いたしております。

3点目に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定結果について、ご報告申し上げます。

今ほどの委員長報告にもありましたが、詳細につきましては、本日お手元にご配付いたしました積算資料をごらんいただきたいと存じます。

4つの指標のうち、実質赤字比率と連結赤字比率につきましては、いずれも収支は黒字でありますので、赤字比率はありません。また、実質公債費比率は17.0%、将来負担比率は132.2%で、いずれも財政再生基準、また早期健全化基準を下回っております。

財政状況がさらに厳しくなることが予想されますので、今後とも計画的な行財政運営が必要なものと考えております。

なお、昨年報告いたしました平成19年度決算数値に基づく財政健全化判断比率のうち、将来負担比率については149.7%とご報告したところでありますが、再度精査いたしましたところ、積算数値に誤りがあり、県と協議の上、133.0%と修正をいたしましたので、ご報告申し上げます。

4点目に、公民館制度の見直しの検討状況について、ご報告申し上げます。

新市合併前の旧1市2町の制度を継続いたしております公民館体制につきまして、新しい公民館、及び地域体制をどうすべきかを検討するため、公民館体制等検討委員会を設置し、検討をいただいております。

8月20日に開催されました第10回検討委員会で答申の取りまとめがなされ、26日に答申をいただいたところであります。

答申の主な内容は、公民館制度の統一と、市民と行政が協働してまちづくりを推進できる体制を目指しており、市民の皆様から十分にご理解をいただいた上で、速やかに新体制へ移行することとなっております。具体的には、地区公民館の運営方法及び活動範囲、設置数、職員配置、管理運営経費の配分などについて検討をいただいたものであります。

今後、答申の内容を十分に尊重し、市の基本方針案を作成するとともに、市民の皆様への説明やパブリックコメント等を実施し、新しい公民館体制等を目指してまいります。

5点目に、磯部中学校の統合について、ご報告申し上げます。

現在、磯部中学校の生徒数は46名で、10年前の半数以下に減少いたしており、さらに6年後には30人台になる見込みとなることから、昨年秋、学区内の各地区、及び小中学校の保護者の皆様と教育に関する懇談会を開催し、中学校の教育環境について、ご意見を伺ってまいりました。

そこでの意見を踏まえ、教育委員会では磯部中学校は地域のご意見をお聞きしながら、平成

22年4月に、能生中学校へ統合するとの基本方針を本年2月に決定をいたし、4月から具体的な対応案について、地元との協議を行ってまいったところであります。

5月には、地元の皆様による統合検討協議会を立ち上げていただき、短期間で精力的に協議をいただいた結果、去る8月19日、統合に関する調印式が行われたところであります。

地域から学校の明かりが1つ消えることは、大変寂しいことではありますが、地域の皆様が地元の子供の教育環境を最優先に考え、ご決断をいただいたものと理解をいたしております。

なお、本定例会におきまして、磯部中学校を能生中学校へ統合するための学校設置条例の改正を提案いたしており、ご承認をいただいた後、生徒や保護者の皆様方のご期待に添うよう、学校と連携を密にいたしまして準備を進めてまいりたいと考えております。

6点目に、ササユリの種の受け取り式について、ご報告申し上げます。

当市の花でもあるササユリの種が宇宙へ旅立った経過につきましては、以前、行政報告をさせていただいたところでありますが、このたび約8カ月半の宇宙滞在を経て、若田光一宇宙飛行士が地球に持ち帰ってまいりました。そのササユリの種の受け取り式を9月10日午後4時から、市役所1階の市民ホールにおいて行わせていただきます。

感謝の気持ちをあらわすために、市内小学生から、郷土の文人・相馬御風が作詞をいたしました「春よ来い」「夏の雲」などを合唱する予定であり、詳細につきましては、またお知らせをさせていただきます。

7点目に、糸魚川駅周辺整備事業の状況について、ご報告申し上げます。

北陸新幹線の開業に向けて取り組んでおります糸魚川駅周辺整備事業のうち、自由通路と在来線橋上駅舎の整備についてJR西日本と協議を進めておりましたが、8月25日、その見直し案の提示がありました。

事業費につきましては、JR西日本に委託する部分の概算事業費が34億円で、自由通路と橋上駅舎の事業費の割合は、おおよそ2対1であります。また、自由通路及び橋上駅舎の整備にかかる全体の概算事業費は、JR西日本に委託する34億円のほか、鉄道・運輸機構に委託する新幹線駅舎内の自由通路整備に約4億円、北口駅前修景整備に約1億円などの、約40億円を見込んでおります。

設計につきましては、自由通路は、ほぼ当初の計画案どおり、橋上駅舎は、必要な機能を確保し、コスト削減を図るため一部を自由通路の階段の上に設置する、いわゆる半橋上駅舎とする見直し案が提示されたところであります。

今後は、今回提示された事業案で工程的に建築が可能かどうか、また、自由通路の都市計画変更及び街路事業としての財源の確保について県との協議を進めるとともに、総合計画中期プランとの調整を図りつつ今後の方向を検討し、その結果を踏まえ、議員の皆様方にご報告させていただきたいと考えております。

8点目に、姫川港の関税法による開港指定について、ご報告申し上げます。

姫川港は昭和48年9月30日に開港宣言がなされ、同年11月、第1船が出港、セメント運搬船を中心に利用が拡大してまいりました。

これまで姫川港に入港する外航船舶につきましては、一たん直江津港に入港し、手続を受けていたことから、直江津港に回漕する時間的損失に伴う、物流経費の増加による競争力低下が、大きな

課題となっていたところであります。

このたび平成21年8月14日、関税法施行令の一部を改正する政令の公布によりまして、8月20日付で関税法による開港指定を受け、外航船舶は、直接、姫川港に入港できることとなりました。

長年にわたり姫川港利用企業、商工団体とともに、港湾管理者である新潟県をはじめとする関係機関に要望し、ようやく実を結んだものと大変喜んでおります。

10月中旬には、本開港の記念式典を計画いたしておりますが、今後、取り扱い貨物量の増加や船舶の大型化に対応した港の整備促進とともに、利便性が一層向上した姫川港が地域経済活性化の拠点となることを願うものであります。

なお、姫川港背後地企業では、バイオマス燃料として、ヤシ殻を姫川港へ直接輸入することを計画していることから、植物防疫法による指定を、引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えております。

9点目に、一般廃棄物最終処分場適正化の現状について、ご報告申し上げます。

同処分場につきましては、基礎調査の結果を受けて、現在、恒久対策に向けた詳細調査を財団法人日本環境衛生センターに委託をいたしております。

内容は、浸出水や地盤調査など周辺の状況を含めた調査委託であり、8月下旬から、ボーリング調査や物理探査を行っているところであります。

また、応急対策工事につきましては、8月7日、創和ジャステック建設株式会社と契約をし、ガス抜き設備や雨水集配水設備などの敷設を進めており、9月上旬から順次、ブルーシートを撤去し、法面復旧などを行う予定であります。

なお、9月14日には、大野小学校におきまして、処分場の現状と今後の予定について大野区の皆様方に説明会を開催する予定といたしております。

最後に、法人市民税の税率について、ご報告申し上げます。これにつきましても委員長の報告があったわけでありましたが、報告をさせていただきます。

法人税割の現行税率につきましては、合併前の旧1市2町で採用しておりました税率を、それぞれ継続して適用する不均一課税であり、合併協議会の調整方針を踏まえ、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、実施をいたしてきたものであります。

この法律による特例措置の適用期間が、平成21年度分で終了いたしますことから、新しい税率について、能生、糸魚川及び青海の各地域審議会でご意見をお聞きするとともに、当市の財政状況や新潟県内の他市の税率等を考慮しながら慎重に検討してまいりました。

去る8月4日開催の市民厚生常任委員会においても、ご審議をいただいたところであります。

その結果、平成22年4月1日以降に決算を迎える申告から、全市統一をいたしました税率14.7%にすることと決定をいたしました。

厳しい景気、経済環境であります。法人市民税の申告納付について、法人事業所など関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上、当面する主要事項につきまして、ご報告を申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続き、提案をいたしております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第79号は、平成20年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成20年度は、市長1期目の公約実現に向けた仕上げの年度として位置づけ、施策の選択と集中を重視するとともに、新市が迎える諸課題への対応のため、市民の皆様と一緒に知恵を出し合いながら市政運営を進めてまいりました。

しかし、予想以上のスピードで景気が減退をし、また、市税の落ち込み、国庫補助金や地方交付税の削減などに加え、学校耐震化、新火葬場、新幹線工事といった大型公共事業が控えていることから、年度途中で中期財政見通しを策定するとともに、財政注意報を発令し、財政の健全化に向け一定の道筋を示してきたところであります。

こうした中、決算につきましては、歳入総額278億8,962万4,000円、歳出総額265億1,186万5,000円であり、歳入歳出差引額は13億7,775万9,000円となっております。繰越明許費にかかる財源が2億3,784万3,000円でありますので、実質収支は11億3,991万6,000円の黒字となっております。

以上であります。十分にご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

なお、委員会に付託いたしますので、質疑につきましては、決算の大綱にとどめていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5、議案第85号、議案第86号及び同第90号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第85号、議案第86号及び同第90号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 85 号は、平成 20 年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額は 2 億 5,356 万 5,000 円、歳出総額 2 億 5,337 万円であり、歳入歳出差引額は 19 万 5,000 円となっております。

議案第 86 号は、平成 20 年度有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額 1 億 9,079 万 4,000 円、歳出総額 1 億 8,641 万 8,000 円であり、歳入歳出差引額は 437 万 6,000 円となっております。

議案第 90 号は、平成 20 年度集合支払特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入歳出ともに総額は 5 億 5,254 万 6,000 円で、歳入歳出差引額は 0 円となっております。

以上であります。十分なるご審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 6 . 議案第 87 号から同第 89 号まで、議案第 91 号及び同第 92 号

議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 87 号から同第 89 号まで、議案第 91 号及び同第 92 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 87 号は、平成 20 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額 49 億 3,246 万 8,000 円、歳出総額 49 億 2,681 万 2,000 円であり、歳入歳出差引額は 565 万 6,000 円となっておりますが、繰越明許費にかかる財源が 551 万 2,000 円で

ありますので、実質収支は14万4,000円の黒字となっております。

議案第88号は、平成20年度集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額2億5,920万2,000円、歳出総額2億5,915万9,000円であり、歳入歳出差引額は4万3,000円となっております。

議案第89号は、平成20年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額6億1,451万1,000円、歳出総額5億9,476万円であり、歳入歳出差引額は1,975万1,000円となっております。

議案第91号は、平成20年度水道事業会計決算認定でありまして、収益的収支で、収益総額5億7,865万5,000円に対しまして、費用総額4億3,611万8,000円で、当年度純利益は1億4,253万7,000円であります。

議案第92号は、平成20年度ガス事業会計決算認定でありまして、収益的収支で、収益総額は10億3,843万2,000円に対しまして、費用総額9億8,346万4,000円で、当年度純利益は5,496万8,000円であります。

以上でありますので、十分なるご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第80号から同第84号まで

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第80号から同第84号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第80号は、平成20年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額51億1,551万6,000円、歳出総額46億395万5,000円であり、歳入歳出差引額は5億1,156万1,000円となっております。

議案第81号は、平成20年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額1億1,703万1,000円、歳出総額1億1,700万6,000円であり、歳入歳出差引

額は2万5,000円となっております。

議案第82号は、平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額4億8,606万5,000円、歳出総額4億7,749万5,000円であり、歳入歳出差引額は857万円となっております。

議案第83号は、平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額5億1,445万8,000円、歳出総額5億1,242万1,000円であり、歳入歳出差引額は203万7,000円となっております。

議案第84号は、平成20年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定でありまして、歳入総額47億6,700万円、歳出総額46億7,893万6,000円であり、歳入歳出差引額は8,806万4,000円となっております。

以上であります。十分なるご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

ちょっと最後、確認をさせていただきます。

議案第81号、歳出総額を申し上げます。歳出総額1億1,700万6,000円でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第94号、議案第95号及び同第97号

議長（倉又 稔君）

日程第8、議案第94号、議案第95号及び同第97号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第94号は、小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。

平成22年4月1日、磯部中学校を能生中学校に統合するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第95号は、社会体育施設条例の一部改正についてであります。

平成21年10月1日の姫川コミュニティスポーツセンターの使用開始に伴い、所要の改正を行

いたいものであります。

議案第97号は、財産の取得についてであります。

救急業務の高度化と救急救命活動の向上を図るため、能生分署の高規格救急車1台を更新取得いたしたいものであります。取得予定額は2,047万5,000円で、契約の相手方は新潟トヨタ自動車株式会社糸魚川店であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第9．議案第101号及び同第106号

議長（倉又 稔君）

日程第9、議案第101号及び同第106号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第101号は、市道の認定でありまして、道保木揚場線など市道3路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第106号は、平成21年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ196万2,000円を追加し、総額を44億8,396万2,000円といたしております。

歳出の主なものは、総務諸費の追加であり、歳入の主なものは、繰入金を追加いたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第93号、議案第96号及び同第103号から同第105号まで

議長（倉又 稔君）

日程第10、議案第93号、議案第96号及び同第103号から同第105号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第93号は、都市計画税条例の一部改正についてであります。

区画整理事業等に伴い小字名の変更及び小字表記を修正するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第96号は、国民健康保険条例の一部改正についてでありまして、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第103号は、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,955万4,000円を追加し、総額を48億7,075万4,000円といたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金の追加であり、歳入の主なものは、国庫支出金を追加いたしております。

議案第104号は、平成21年度老人保健医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,422万8,000円を追加し、総額を2,002万8,000円といたしております。

歳出の主なものは、償還金の追加でありまして、歳入の主なものは、繰入金を追加いたしております。

議案第105号は、平成21年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ5,852万7,000円を追加し、総額を48億702万7,000円といたしております。

歳出の主なものは、償還金の追加であり、歳入の主なものは、繰入金を追加いたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

訂正をさせていただきたいと存じます。

議案第104号の歳入の主なものの中で、「繰入金」と申しましたが、「繰越金」とさせていただきたいと存じます。

また、議案第105号につきましても歳入の主なものにつきまして、「繰入金」と申しましたが、

「繰越金」に訂正をさせていただきたいと思います。

おわびを申し上げ、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 11 . 議案第 102 号

議長（倉又 稔君）

日程第 11、議案第 102 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 102 号は、平成 21 年度一般会計補正予算（第 4 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 16 億 7,475 万 7,000 円を追加し、総額を 308 億 7,485 万円といたしております。

歳出の主なものは、1 款、議会費では、特別委員会設置に伴う議会費の追加。

2 款、総務費では、基金積立金及び地域情報ネットワーク事業の追加であります。

3 款、民生費におきましては、地域密着型介護老人福祉施設整備支援事業、及び地域密着型施設整備支援事業の追加であります。

4 款、衛生費では、簡易水道統合整備事業及び産業廃棄物最終処分場管理費の追加であります。

5 款、労働費におきましては、雇用促進事業及び人材育成支援事業の追加。

6 款、農林水産業費では、市営林道改良事業の追加。

7 款、商工費におきましては、シーサイドパレースキー場管理運営事業、及び観光誘客宣伝事業の追加。

8 款、土木費におきましては、港湾環境整備事業、及びミニ土地区画整理事業の追加であります。

9 款、消防費では、消防水利施設管理費の追加。

10 款、教育費では、文化財調査保存事業の追加、及び教育研究開発実施事業の減額であります。

次に、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金をはじめ所定の特定財源を充当いたしたほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正につきましては、第 2 表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

それでは本年度補正予算の関係で、もちろん分割付託になられるんで、大綱質疑ということであり
ます。

昨日、もう歴史的な国政選挙が終わりまして自民が大敗、そして新たに民主党を中心とした新政
権が誕生する。でも、もちろん新政権が誕生するということで、また期待も大きいわけなんです
が、やはりここで気になるのが2009年度補正予算を執行停止、概算要求等も見直しをするとい
うのが、もう既に8月30日の22時53分、時事通信の方から情報として入っております。

民主党は政権発足後、麻生内閣が経済対策として策定した2009年度の補正予算の執行停止に
踏み切る。31日に締め切られる10年度予算の概算要求も見直す方針だ。補正予算の執行停止や
組みかえで生じた分は来年度予算に振り向け、マニフェストに掲げた子ども手当など、目玉施策に
最優先配分する考えがここに出てきてます。

もちろん私どもは、今ほど上程されました補正予算等、また6月議会、それから臨時議会等でも
補正予算、大型が組まれてますよね。これは経済対策として、地方にとってはまさに千載一遇のチ
ャンスと申しましょ、大変な期待を持って、さまざまなメニューをつくって取り組んでいくわ
けなんであります。

ちょっと前置きが長くなったわけではありますが、こうした補正予算の見直しや一部凍結、執行停
止などということにつきましては、現在のところ、どのような情報をつかまえていらっしゃるのか。

財務省も民主党の衆議院の勝利を踏まえて、補正予算の執行停止に向けて関係省庁と調整に入
ると。これどうなるとるんでしょうかね。

我々が今これから審査しようとする補正予算等、これについては国の方から補障の対象になる
んでしょうか。その辺の見解、先行きについてお聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

織田総務企画部長。〔総務企画部長 織田義夫君登壇〕

総務企画部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

政権交代に伴います今回の国の補正予算の執行停止ということであり、私の方も新聞情報
等でありまして、国の方からは特段まだ具体的なものは出ておりません。したがって、ここも
うしばらくの間の中で、そういう情報が入るかということも一応ありますけども、今のところ静観
をしたいということであり、

ただ、一般的には行政の継続性からいまして、政権が交代したからといって、現在の補正予算

ががらと変わるということは、想定をしていないというところであります。したがって、今回、9月定例会の補正につきましても、私らは提案をさせてもらって、粛々とその辺の準備をしたいということであります。

そういうことですので、確かに政権交代しましたので、どのような施策がこれから出るかわかりませんが、今現在では国の補正予算に従って、当市の方も補正予算をとって、事業の執行に向けましてこれから対応してまいりたいというふうに考えております。もしばらくは静観をして、情勢を把握をしたいというふうに考えております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

17番（古畑浩一君）

現状では、その答弁に終始するしかないとも思っております。

ただ、補正予算の執行停止や概算要求のやり直しは極めて異例であると。予算編成作業のおくれは避けられないという見方も出てます。財政上の混乱が生じるのは必至であります。

ここは大綱質疑にとどめますので、これでやめますが、このあと一般質問、また決算審査日程等で、また最新の情報、国の動向等がはっきりしましたら、またお知らせをいただきたい。

これは地方自治体にとっては死活問題であります。せっかく上向いた経済対策が、そうした大きな執行停止によって滞るようなことになってしまえば、現在の基本的には雇用情勢の悪化等も含めまして、本当にこれは死活問題であります。ぜひこれはアンテナを高くしていただきまして、きのうのきょうでありますから私も無理は言いませんが、ひとつ情報収集には最大限の努力を、市長をはじめ担当課の皆様、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

終わります。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願ひます。

日程第12．陳情第3号

議長（倉又 稔君）

日程第12、陳情第3号を議題といたします。

本定例会において、本日まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 発議第 10 号及び同第 11 号

議長（倉又 稔君）

日程第 10、発議第 10 号及び同第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高澤 公議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤議員。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

発議第 10 号、発議第 11 号の提案説明をさせていただきます。

発議第 10 号につきましては、糸魚川市議会会期規則の一部を改正する規則の制定についてということで、提出者は私、高澤 公、賛成者、伊井澤一郎議員、同じく松尾徹郎議員であります。

11 号につきましては、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提出者は、高澤 公、賛成者として伊井澤一郎議員、同じく松尾徹郎議員であります。

この発議につきましては、大変関連性が強うございますので、一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

発議第 10 号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発議第 11 号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、発議第 10 号につきましては、昨年 6 月に地方自治法が改正され、これまで事実上の会議でありました全員協議会などの法令上の根拠を持たない会合について、これを会議規則で定めることにより、正規の議会活動として位置づけられるということになったわけでございます。

この自治法の改正を受け、改選前の議会運営委員会におきまして協議を行うとともに、市外調査において調査するなど検討を進めてまいりましたが、改選も迫り、これまでの検討経過を改選後の議会運営委員会に申し送り、さらに検討を行うこととした経過が議会運営委員会でございます。

追加される第 159 条の内容は、

1 項では、協議等の場の設置について定めております。

第 2 項では、臨時の協議等の場の設置。

第 3 項では、臨時の協議等の場を設置する場合の議決。

第 4 項では、運営上の必要事項の決定を議長に委任するよう定めております。

次に、お手元にあると思いますが、別表では、協議等の場として全員協議会、会派代表者会議、各常任委員会・特別委員会の協議会、各常任委員会・特別委員会の正副委員長会議を定めたものでございます。

附則では、この附則は交付の日から施行することを定めております。

本日議決をいただければ、直ちに公布できるよう対応したいものでございます。

なお、第 4 項の規定による協議等の場の運営上の詳細事項について、糸魚川市議会協議の場、開催要項を議会運営委員会において定めておりますので、お手元に配付をさせていただいております。

次に、発議第11号の糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この改正は、今ほど説明いたしました会議規則の改正により、協議等の場として定められた会議は公務となり、日当の支給対象になりますことから、日当の支給を定めている本条例の第7条第1項にただし書きを加え、これを日当の支給対象外とするための所要の改正を行うものであります。

以上2件の改正によりまして協議等の場への出席は公務扱いとなり、会議への出席の際の事故などについては、公務災害の対象になりますが、日当は支給しないこととなるものであります。

この2件の発議につきまして冒頭申し上げましたとおり、昨年来、改選前後の議会運営委員会におきまして時間をかけ調査、検討を行い、ようやく今回、委員会の意見の一致をみたことから、本日提案させていただくものでありまして、議員各位のご理解をお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第10号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第11号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前 11 時 38 分 散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

+

議 員

+

議 員

+